

こどもの意見の政策への反映に関する取組等の周知及び協力依頼について周知するものです。

事務連絡
令和5年3月24日

各都道府県教育委員会担当事務主管課
各指定都市教育委員会担当事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公立大学法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
独立行政法人日本スポーツ振興センター担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室
文部科学省総合教育政策局政策課
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

こどもの意見の政策への反映に関する取組等の周知及び協力依頼について

本年4月1日に、こども家庭庁が設立されるとともに、こども基本法（令和4年法律第77号）が施行されることに伴い、別添の通り、内閣官房こども家庭庁設立準備室内閣参事官より各都道府県こども政策担当部局長及び各政令指定都市こども政策担当部局長に対して通知が発出されましたので、この旨周知します。

都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会（指定都市を除く。）に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、都道府県及び構造改革特別区域法第

12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、国公立大学法人におかれては、その設置する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。また、附属学校を置く国公立大学法人については、その設置する附属学校を含む。）に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれては、その設置する高等専門学校に対し、大学を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれては、その設置する大学に対し、大学を設置する学校設置会社におかれては、その設置する大学に対し、厚生労働省におかれては、所管の専修学校に対し、周知してください。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局政策課企画調整係

電 話：03-5253-4111（内線：2641）

F A X：03-6734-3710

E-mail：soseisk@mext.go.jp

閣 副 第 2 1 6 号
令和 5 年 3 月 2 4 日

各都 道 府 県 こども政策担当部局長
各政令指定都市こども政策担当部局長 殿

内閣官房 こども家庭庁設立準備室
内閣参事官 佐藤 勇輔
(公印省略)

こどもの意見の政策への反映に関する取組等の周知及び協力依頼について

平素より、こども施策の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 4 月 1 日に、こども家庭庁が設立されるとともに、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）が施行されます。こども基本法においては、基本理念として、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見の尊重が掲げられるとともに、第 11 条において、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国及び地方公共団体に義務付ける規定が設けられました。なお、こども基本法において、「こども」とは心身の発達の過程にある者と定義され、こども・若者を広く含んでいます。

まもなく法律が施行されることを踏まえ、こどもの意見の政策への反映に関し、準備を進めてきた取組について、下記のとおり周知します。各地方公共団体におかれましては、こどもの意見の政策への反映を推進するに当たり、貴庁内の関係部局に周知いただくとともに、域内の関係機関、団体等にも周知いただくよう、御協力をお願いいたします。都道府県の御担当部局におかれましては、域内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても、本件を周知いただきますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

なお、これらの取組等については、こども家庭庁設立準備室 Twitter（※1）においても投稿しておりますので、情報の拡散に御協力いただけますと幸いです。

（※1）<https://twitter.com/KodomoKatei>

記

1 こども基本法及びこども家庭庁に関する動画・パンフレット等の公開について

こども施策を進めるに当たり大切にするのは、こどもや若者の意見です。こども基本法及びこども家庭庁についての国民の理解を促進するため、すでに立ち上げたこども家庭庁ホームページにおいて、動画及びパンフレットを公開いたしました（※2）。この動画及びパンフレットは、こども基本法の基本理念を踏まえ、また、こどもや若者にとって理解しやすいよう、こどもや若者 30 名程度から意見を聴き、その意見を反映させて作成しました。

こども基本法及びこども家庭庁についての理解が社会に広がるよう、別紙1、別紙2-1及び別紙2-2を活用した周知を行うなど、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(※2) <https://www.cfa.go.jp/resources/>

2 「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」報告書の公表について

今般、令和4年度に実施した「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」について、報告書を取りまとめ、こども家庭庁ホームページに掲載しております(※3)。

(※3) https://www.cfa.go.jp/councils/ikenhanei_process/report/

3 「こども・若者意見反映推進事業(こども若者★いけんぷらす)」の登録受付開始について

こども家庭庁においては、こども・若者の意見を聴き、こども政策に反映する取組を実践・推進するため、令和5年度から、こども・若者意見反映推進事業(通称「こども若者★いけんぷらす」、以下「本事業」という。)を開始します。

本事業は、小学1年生から20代までのこども・若者が誰でも登録することができ、登録者は、こども家庭庁が実施するこども・若者向けの意見表明や社会参画の機会への参加、意見の反映結果やこども施策に関連する内容についての情報の取得、事業の企画や運営への主体的な参画などができます。

本日、本事業への登録受付を開始(※4)したところですので、こども・若者の様々な声を聴き、政策に反映していくため、本事業に関する情報が多くのこども・若者に届くよう、別紙3及び別紙4を活用した広報周知を行うなど、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(※4) <https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus>

(別紙)

- ・別紙1 : こども基本法及びこども家庭庁の動画・パンフレット一覧
- ・別紙2-1 : こども基本法パンフレット 概要
- ・別紙2-2 : こども基本法パンフレットやさしい版 概要
- ・別紙3 : こども若者★いけんぷらす事業概要チラシ(こども・若者向け)
- ・別紙4 : こども若者★いけんぷらす事業概要資料
- ・別紙5 : 取組周知先の例

【本件連絡先】

内閣官房こども家庭庁設立準備室総合政策担当

電話 : 050-1702-1880